

追浜市民活動サポートセンター利用案内

- 追浜市民活動サポートセンターは、福祉、社会教育、まちづくり、文化、環境、国際、災害救援など、あらゆる分野での市民公益活動を支援する施設です。
- 市民公益活動団体の活動に関する打ち合わせや、作業の場としてご利用ください。
- 活動そのものを行うことはご遠慮ください。
例) 日本語講座や手話講座など
- 市民公益活動以外の個人的な勉強、読書などには利用できません。

利用対象

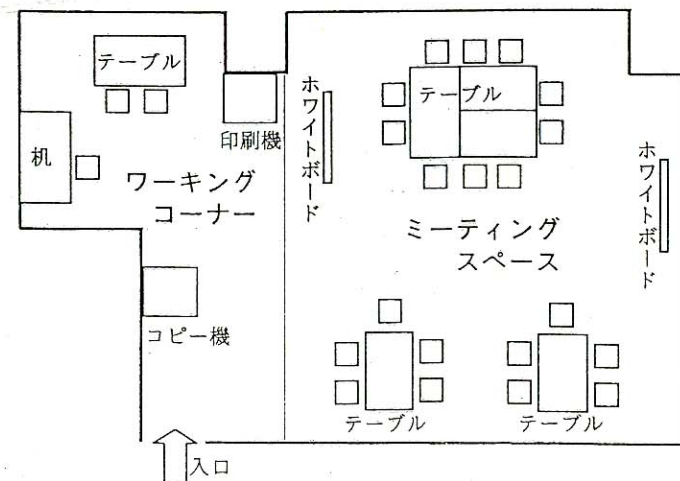
- ・市民公益活動を行う団体・個人とします。
※営利目的の経済活動、宗教活動、政治活動は対象外です。
- ・すでに活動している団体・個人だけでなく、これから活動を始めようとする団体・個人も利用できます。
※生涯学習団体や趣味のサークル等でも利用できます。

開館時間 午前 10 時～午後 7 時 30 分

休館日 12 月 29 日～1 月 3 日
※その他役所屋追浜店の休業日

ご利用にあたって

- ・他の利用者の迷惑になるようなご利用はご遠慮ください。
例) 大きな音や声を出す、テーブル・設備等を必要以上に占有するなど。
- ・営業用のチラシの印刷など、市民公益活動に関するもの以外の利用はご遠慮ください。
- ・室内での飲食は自由ですが、飲酒・喫煙はお断りします。
- ・ご利用の際は、役所屋カウンターで利用票の各欄にご記入の上、サポートセンター入口脇のコルクボードに掲示してください。利用終了後は利用票をコルクボードから外し、所定の回収箱に入れてください。今後の有効利用を図るための参考とさせていただきます。
- ・限られたスペースですので、お互いに譲り合ってご利用ください。
- ・テーブル等を移動した場合は、利用後、元の位置に戻してください。
- ・ごみはお持ち帰りください。



機能、主な備品、利用方法について

ミーティングスペース

- ・予約なしで使える打ち合わせのためのスペースです。空いている席を自由にお使いください。
- ・テーブル等を移動した場合は、利用後、元の位置に戻してください。

ワーキングコーナー

- ・会報、チラシ作成などの作業のためのスペースです。空いている機器等を自由にお使いください。
- ・機器使用に伴う印刷用紙、ホチキス針などの消耗品はご持参ください。
- ・初めて機器を利用される時は、役所屋カウンターに声をお掛けください。利用方法をご説明します。
- ・機器の利用にあたっては、正しい使用方法を守ってケガのないよう十分ご注意ください。
- ・テーブル等を移動した場合は、利用後、元の位置に戻してください。

○印刷機(有料)

- ・最大 A3 版まで印刷できます。
- ・印刷用紙はご持参ください。
- ・使用料は 1 版 500 枚ごとに 100 円です。コインラックに使用料(※)を入れて印刷してください。

※コインラックの機構上、100円を多く投入する必要があります。印刷後、返金ボタンを押すと返金されますので忘れずにお取りください。

- ・領収書が必要な方は役所屋カウンターへお申し出ください。

○コピー機(有料)

- ・使用料は 1 枚 10 円です。コインラックに使用料を入れて印刷してください。
- ・領収書が必要な方は役所屋カウンターへお申し出ください。

○その他の機器

- ・ペーパーカッター、大型ホチキス、穴あけ機を用意しています。